

白井市総合評価方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、本市が発注する建設工事に関して、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札の試行実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等の施工計画、同種工事の施工実績、当該工事に専任が予定されている技術者の施工能力等、価格以外の要素（以下「技術提案」という。）と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定することが適当と認められる工事とする。

(落札者決定基準及び学識経験者からの意見聴取)

第3条 市長は、総合評価方式を実施しようとするときは、当該入札に係る申込みのうち価格及び技術提案の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 落札者決定基準は、白井市総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）において審査のうえ、政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験者から意見を聴き決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による学識経験者からの意見聴取においては、併せて、政令第167条の10の2第5項の規定により、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて確認するものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、総合評価方式により一般競争入札を実施しようとするときは、白井市財務規則（平成5年規則第3号）第119条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 技術提案に関する資料（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。
- (2) 技術提案が履行できなかつた場合及び虚偽の申請があつた場合の措置
- (3) 総合評価方式に関する審査結果の公表に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(応札)

第5条 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札するものとし、技術資料は、入札公告に定められた期日までに提出するものとする。

(技術提案の評価)

第6条 前条の規定により提出された技術資料については、技術審査会において項目ごとに評価し、その合計点（以下「技術評価点」という。）を算定する。

- 2 市長は、政令第167条の10の2第5項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者から意見を聴く必要がある場合は、前項の評価後速やかに学識経験者から意見を聴くものとする。

(落札者の決定方法)

第7条 落札者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす入札参加者のうち、技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除して得た値を下回っていないこと。

- 2 市長は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の最も高い者を落札者として決定し、技術評価点においても違いがないときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年 7月24日から施行する。